

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見募集の結果について

令和7年11月7日

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案」及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令案」について、以下のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

（1）意見募集期間

令和7年9月27日（土）から令和7年10月26日（日）まで

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

2. 寄せられた意見数

14件

3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

※「御意見の概要」に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等については修正しております。

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案」等

別紙

に対する意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

政令案に関する御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政令案第4条について、焼却だけでなく熱分解でも有害ガスが生ずるので、熱分解施設も縦覧等の対象とすべき。	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「高度化法」という。）第11条第5項において、縦覧の対象を廃棄物処理施設に限定しております。既に運用されている廃棄物処理法では熱分解施設は廃棄物処理施設としては扱われておらず、また、本法は促進法との位置づけから、熱分解施設については廃棄物処理法同様に縦覧の対象外としております。
2	類型3の認定について 既存焼却炉へのエネルギー回収効率が非常に高い最新設備の導入については、本認定の対象になると解釈しましたが、例えば既存焼却炉の老朽化で建て替える場合であっても本認定が適用されてもよいのではないかと。	再資源化工程高度化計画において、再資源化を行う既存焼却炉の建替えの場合には、温室効果ガス排出量削減の要件を満たすことを前提として認定の対象となりえます。他方で、再資源化を行わない施設は、エネルギー効率等関係なく対象とはなりません。
3	大臣認定を受けた事業者への廃棄物の搬入に伴う各自治体の条例等で規程している県外産業廃棄物の事前協議等は適用されるのか？ 本件について適用されるとの予定であれば、それは資源循環の機会損失になり得るので、適用されなくてもよいのではないかと。	廃棄物の県外移動に係る事前協議等については、各自治体において個別に条例等で規定されているため、その適用については当該規定内容（又は各自治体の判断）によるものとなります。
4	本法及び本法施行に向けての事前評価書を読む限り、「産業廃棄物」という Word ばかりで「一般廃棄物」という Word が見当たらないように感じる。 類型2でもリチウムイオン電池の高度な処理が対象となっているが、本 LiB については、一般廃棄物からも相当数排出される。 よって、この類型2の対象廃棄物の中に「一般廃棄物」もその対象とされるのはどうか。	いずれの類型においても、申請される事業計画等に含まれていれば一般廃棄物も対象になりえます。なお、一般廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法で規定される一般廃棄物処理基準が適用されます。

5	認定制度の申請の要件等について 概要資料では「法において、高度再資源化事業及び高度分離・回収事業の認定を受けた者は、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、政令で定める基準に従うこととされているため、当該基準を定める。」とされているが、処理基準に関係する前提として、以下の内容について明示されたい。 法では、 1. 第 16 条において、高度分離・回収事業を行おうとする者は、計画を作成し、環境大臣の認定を申請できるとされ、認定を受けた者は廃棄物処理法の許可を受けないうで、(計画に基づく)一般廃棄物又は産業廃棄物の廃棄物処理施設を設置できる 2. 第 20 条において、廃棄物処理施設の設置者であって、再資源化工程の高度化を行おうとするものは、計画を作成し、環境大臣の認定を申請できるとされ、認定を受けた者は、認定を受けた設備の導入については、廃棄物処理法(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の変更)許可を受けたものとみなすとされている。 一方、都市計画法では市街化調整区域内で産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設を設置する場合、建築基準法第 51 条のただし書き許可を受けなければ設置できないものとされているが、1. の施設を設置しようとする場合、ア) ただし書き許可は不要、イ) ただし書き許可を受けたものとみなす、ウ) ただし書き許可の手続きは別途必要、のア) からウ) のいずれの判断が妥当するのか？ また、2. の施設についても、変更の規模によっては建築基準法第 51 条のただし書き許可を受けなければ変更できないものとされているが、前記ア) からウ) のいずれの判断が妥当するのか？	高度化法において建築基準法に係る規定はなく、建築基準法第 51 条ただし書き許可の要否については、当該計画において廃棄物処理施設の設置を計画する区域を管轄する特定行政庁により判断されるべきと考えます。
6	提出意見： 保管の基準に関して産廃では、処理能力に關しての受入量と処理能力の 14 日分の保管量が決められているが高度化法における受入処理能力と保管基準は提示されていないが、金銭的による再商品化ができない場合と、再生品化商品が出荷不能による生産休止による処理前廃棄物の堆積による地域環境汚染についての保管基準は求めないのか？ 高度化法による認定業者がリサイクルされない廃棄物の取扱いの運搬や処理を行なって取扱いしても良いのか？	廃棄物の保管に関する基準は高度再資源化事業においては施行規則に規定することとしております。 また、高度化法認定事業において、再資源化を全く実施しない廃棄物の運搬や処分は法の趣旨に沿わないため、認定の対象とはなりません。 なお、申請者は生活環境に対する影響を踏まえた措置を講ずることが求められます。 特に食品廃棄物など腐敗性のおそれがある廃棄物や飛散等することにより周囲への生活環境影響が懸念される廃棄物については、その性状が変化

	例えば、中身入りの飲料水や缶詰、お酒、お菓子、冷凍食品、食品物を受入れて容器と中身を分別する場合には、産廃処分許可では、分別の品目と分別の施設が必要です。 高度化法による認定では、食品系廃棄物がまとめてダンボールに入っていれば、認定と満たすのか？ 廃酸、汚泥、廃アルカリ、廃油、廃プラ、ガラス屑、金属は産廃では必要ですがこれを外側のダンボールを回収するためだけでも高度化法による認定許可となるのか？	すること等によって生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、当該支障を防止するための適切な措置を講じる必要があります。
7	提出意見： 漁具も対象として頂き、リサイクルを促進させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。	高度分離・回収事業において環境大臣が定める廃棄物は、国内におけるその発生量の増加又は増加の見込みに関する状況、通常その再資源化の実施の工程に用いられる技術と比して再生部品又は再生資源の効率的な回収ができると認められる技術の活用状況、社会の要請等を勘案して見直しを行うものとしており、ただちにご提案の廃棄物を対象に含める蓋然性は高くないものと考えております。 なお、他の2つの類型においては、お示しの廃棄物等も各基準を満たした再資源化を実施すれば認定対象になり得ることを申し添えます。
8	世界の海洋プラスチック問題は国際的な重要課題です。 海洋プラスチックは漁網・ロープなど漁業由来の廃棄物が半分近くを占めているという調査結果があり、ゴーストネットとして海の生物を殺傷するといった問題も指摘されています。 日本の廃漁具リサイクルは進んでいない実情の中、この度の再資源化事業等高度化法により、リサイクルが飛躍的に推進される可能性に直結すると感じております。 「分離・回収事業計画」→「対象品目」→「特定品目」に「漁網・漁具」を追加していただくことを強く願います。 どうぞ宜しくお願いします。	
9	日本の漁具のリサイクルに関しては、まだまだスタートした段階であり今後水産物の輸出を考えた場合リサイクルの実施は必然と考えます。 本再資源化事業等高度化法により、漁具・漁網のリサイクルが推進されと考えています。 「分離・回収事業計画」「対象品目」「特定品目」に「漁網・漁具」を追加していただくことを望みます。	

10	「分離・回収事業計画」の「対象品目」のうち「特定品目」として、「漁網・漁具等漁業・水産系プラスチック資材」を追加していただけないでしょうか。 日本は世界に誇る豊かな漁場を有しています。漁業・水産業は国民のたんぱく源を確保する重要な産業であり、日本国民の食糧自給率を向上させる上でも重要です。漁業に欠かせない漁網・漁具の技術革新は世界で日本企業がリードしてきました。一方で、昨今、世界の漁具資材市場においては、廃棄漁網のリサイクル技術向上も進み、大規模漁業市場や繊維産業を中心に水産系プラスチックの再利用として漁網のリサイクルが大きな事業として成り立ちつつあります。 我が国では漁場が全国津々浦々に分散していることから、漁網リサイクルの技術構築は世界トップレベルまで引き上げられたものの、分別・回収・運搬の拠点化や物流にキロ当たりのコスト負担が大きく押し掛かり、リサイクル面での国際競争力向上の足かせとなっています。結果として安価な埋め立てや焼却に頼らざるを得ず、環境負荷軽減に着手できずにいます。将来的にも年間数千トンの廃棄場所確保に不安を覚えます。 漁網を中心とした漁具リサイクルは脱炭素にも貢献できる可能性を多いに有し、且つ国土の環境保全、適正な処理を通じた海洋環境保全に貢献します。 このような背景と実情を踏まえ、「漁網・漁具等漁業・水産系プラスチック資材」を「特定品目」に追加していただきたく、ご検討をお願い申し上げます。	
11	<意見の要約> ・類型①～③の3つの計画（事業）の採算性の評価基準及び事業内容に応じた支援の可能性をお示しいただきたい ・産業廃棄物の保管に関する要件（具体的には保管の場所）について一部解釈しづらい部分がある <意見内容> ・規制の事前評価書（P6 ※4）によると、①～③の3つの計画で見込む、3年で計100件（34件/年）以上の認定のうち、高度再資源化事業計画及び高度分離・回収事業計画についてはそれぞれ10件/年ずつ認定することと仮定し、合計で20件/年	各事業の採算性の評価基準については別途公表する申請手引きに記載していますが、最長7年間とする事業期間において、最終年の採算性について持続可能性の観点から評価します。 支援策については、認定申請の促進策として、税制優遇措置を予定しております。このほか、高度化法の認定を受けることを条件としたものではありませんが、実施される計画の各リサイクル事業を対象とした各種補助金等を活用することが可能です。 また、保管については、第6条第1号ト(1)(i)のとおり、屋内で保管することを代表例とし、廃棄物の種類や性状に応じた容器で保管することを規定しており、回収した廃棄物の変質等によって再資源化に不適なものとな

	程度の認定を見込むものとし」とありますが、各事業の採算性の評価基準や事業内容に応じた支援の可能性を示していただきたいです。 ・ 第六条 第一号ト (1) (i) 産業廃棄物の収集又は運搬（処分を含む）に当たって、産業廃棄物の保管を行う場合には「屋根、囲いその他構造又は設備を有する施設であることにより、その産業廃棄物の品質の劣化を防止し、高度再資源化事業の実施に適した性状で保管することができること。」とあります。 一般的な産業廃棄物の処理基準の中で、保管を行う場合の基準は「周囲に囲いが設けられていること。」となっていますが、本法ではこの基準を緩和したと解釈してよろしいでしょうか。基準を変更した理由及び目的を明示いただきたいです。 また、「屋根、囲いその他構造又は設備」を有する施設とは、屋根又は囲いは必須条件ではなく、品質劣化の防止及び適した性状で保管することが可能な、その他の構造又は設備を有していれば基準を満たしていると判断できる場合があると解釈して間違いないでしょうか。もしその解釈でよいとすれば、条文案からはそのことが読み取りづらいと考えます。	らない措置を求めるものです。保管の場所の要件については、別途公表する申請手引きでわかりやすいように解説を記載することにいたします。
12	漁網を含む漁業資材を取扱っている業者です。 3 年前から、廃網を回収しており、有価にて漁業資材を回収しリサイクル推進に努めております。漁業者から廃網を回収する際はマニフェストや説明事項等手間が煩雑となります。また、処理価格も高く漁業者の負担増加にもつながっていることから、当改正に伴い、物理的及び経済的な漁業者の負担が無くなることを切に願います。	いただいた御意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。
13	1. はじめに 今般の「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下、「再資源化事業等高度化法」）に基づく政令案等の改正は、資源循環システムの更なる高度化を促進するものであり、その趣旨を高く評価し、支持いたします。 2. 本政令案等に対する意見 当組合としては、再資源化事業等高度化法の目的達成に向け、特に「廃プラスチック類」の再資源化における課題と、それに対する措置の在り方について、以下の意	2. (1) の御意見について、認定申請の審査においては、温室効果ガス排出量の削減効果や資源循環効果といった定量的な指標等を用いた基準を設ける予定ですが、お示しの「特化した難度の高いリサイクル技術の導入、再生材の高付加価値化、及びその製品への利用拡大といった質的な高度化」は定量的・定性的に評価することが現状は困難であることから、ただちに評

見を提出いたします。 (1) 特定産業廃棄物（廃プラスチック類）の再資源化に対する評価について 廃漁網リサイクル事業への配慮の要望： 漁網は主要なプラスチック製品の一つであり、使用後の廃漁網の多くは「廃プラスチック類」として排出されます。当組合の加盟企業およびその関連団体は、ナイロン、ポリエチレン等の廃漁網について、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等の高度な再資源化技術の開発・導入に積極的に取り組んでおり、海洋プラスチック問題への対応としても重要視されています。 「高度化」認定における評価軸の要望： 再資源化事業等高度化法に基づく認定（特に廃プラスチック類の再資源化）において、単なる処理量だけでなく、「特定品目（例：廃漁網など）」に特化した難度の高いリサイクル技術の導入、再生材の高付加価値化、及びその製品への利用拡大といった質的な高度化を、評価項目としてより重視いただくことを要望いたします。 (2) 地域分散型・特定用途リサイクルの支援の必要性について 地域特性への配慮： 廃漁網の排出は全国の漁港に広く分散しており、集荷・運搬コストが大きな課題となります。現行の政令案における要件（例：廃プラスチック類の年間処理量 1,500 トン以上）を満たさない場合であっても、特定地域の廃プラスチック類の排出実態と、地域に根差した循環システムの構築に資する事業については、別途、地域分散型リサイクルの効率化に貢献する事業として、認定の機会が確保されるよう配慮を要望いたします。 サプライチェーン全体の高度化： 漁網製造業者とリサイクル事業者、さらには漁業者等の排出者が連携し、クローズドループ・リサイクルを構築する取り組みについても、環境負荷低減効果が大きいものとして積極的に評価・支援の対象とすることを要望いたします。 3. 結論 本法の施行を通じて、廃プラスチック類を中心とした資源循環の高度化が図られ、持続可能な社会の実現に貢献できることを期待いたします。つきましては、上記意見を十分にご勘案いただき、網業界特有の事情と、廃プラスチックリサイクルへの貢献度について、適切なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	価項目に加えることは考えておりません。その上で、認定申請の審査は、申請された事業計画等が規定する各基準のいずれにも適合するものであると認められる時は認定することとしております。 2. (2) の御意見について、お示しの現行の政令案における要件（例：廃プラスチック類の年間処理量 1,500 トン以上）は、再資源化の実施の状況を報告する義務が生じる特定産業廃棄物処分業者の要件であり、その適合の有無によって、補助事業や認定制度の判断に影響されることはありません。 その上で、いただいた御意見等は今後の行政運用の参考とさせていただきます。
--	--

＜意見の理由＞（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 意見の内容は、主に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（再資源化事業等高度化法）における認定基準と、「廃漁網リサイクル」の特殊性・課題を結びつけたものです。 1. 法令案に関する根拠（政令案の対象と数値要件） 意見の該当箇所 根拠となる出典・事実 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（再資源化事業等高度化法）に基づく政令案の改正であること。 出典：環境省による「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」関連の公表資料。 【特定産業廃棄物（廃プラスチック類）の数量要件】（意見書案で言及はしていないが、前提となる数値） 事実：環境省が公表した政令案等に関する資料において、認定を受けるための要件として、「廃プラスチック類の処分量が前年度において1,500トン以上であること」などの数量要件が示されている（[出典 1.1, 1.3]）。 【関連性】 この数量要件が、漁網リサイクル業者のような特定品目に特化し、小規模・地域分散型の事業体にとっては満たしにくい可能性があるため、「地域特性への配慮」を要望する根拠となります。 2. 廃漁網リサイクルへの貢献に関する根拠（網業界の取り組み） 意見の該当箇所 根拠となる出典・事実 「廃漁網の資源循環を重要な課題として認識し、積極的に取り組んでいること。」、「ナイロン、ポリエチレン等の廃漁網について、高度な再資源化技術の導入に積極的に取り組んでいること。」 事実：日本製網工業組合は、リサイクル事業者と協業し、ナイロン製廃棄漁網の回収・再資源化に取り組んでいることが複数の報道や公表資料で確認されています。特に、廃漁網を原料とした高付加価値の再生ナイロン樹脂（ペレット）の製造に貢献しています（[出典 2.2, 2.5, 2.6]）。 「海洋プラスチック問題への対応」としても重要視されていること。 事実：廃漁網のリサイクル事業は「海洋プラスチック問題」や、海中に放置され生態系に影響を与える「ゴーストギア（幽霊漁具）」対策として推進されている側面が大きく、社会的意義が高い取り組みです（[出典 2.2, 2.1]）。 3. 定量的な評価だけでなく質的な評価を求める根拠（難度と技術）	
--	--

	意見の該当箇所 根拠となる出典・事実 「単なる処理量だけでなく、特定品目に特化した難度の高いリサイクル技術の導入といった質的な高度化を評価項目としてより重視いただくことを要望。」 事実： 廃漁網のリサイクルは、漁網に付着した塩分、魚の鱗、貝殻、金属製の金具（サルカン等）などの不純物を高い技術で除去・分別し、高品質な再生プラスチック原料（ペレット）に再生する必要があるため、一般的な廃プラスチック処理に比べて高度な洗浄・選別技術を要します（[出典 2. 7]）。 4. 地域分散型・特定用途リサイクルの支援に関する根拠（集荷の課題） 意見の該当箇所 根拠となる出典・事実 「廃漁網の排出は全国の漁港に広く分散しており、集荷・運搬コストが大きな課題となること。」「地域分散型リサイクルの効率化に貢献する事業として、認定の機会が確保されるよう配慮を要望。」 事実： 廃漁網は、特定の場所に集中して排出されるのではなく、全国の漁協や漁港から回収する必要がある、回収・運送のシステム構築が不可欠です。不純物を取り除いた後、圧縮して容積を小さくし運送コストの低減を図るなど、物流面での課題をクリアするための取り組みが現場で行われています（[出典 2. 7]）。 クローズドループ・リサイクルを構築する取り組みの評価を要望。 事実： 網製造者、漁業者、リサイクル事業者間の連携により、使用済みの漁網を再び漁網や関連製品の原料として循環させるサプライチェーン全体での取り組みが実現しており、これを支援することは、本法の趣旨である資源循環の「高度化」に合致します（[出典 2. 2, 2. 5, 2. 4]）。	
14	<該当箇所> ・再資源化事業等高度化法第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案 該当頁なし、制度全体に対する意見 <意見の要約> ・高度資源化の法規制が、家電や自動車の既存リサイクル制度に悪影響を及ぼさないよう配慮が必要である。 <意見内容>	いただいた御意見も踏まえ、既存の各リサイクル制度への影響を考慮した運用ができるように検討してまいります。

	・これまで比較的順調に機能してきた家電や自動車のリサイクル制度に影響が及ぶと、混乱を招き、現状よりも循環がうまく回らなくなる可能性があるため、そうした事態は避けるべきである。 <意見の理由> ・既存の家電・自動車リサイクル制度に影響が出ると、現場の混乱や資源循環の停滞、責任の不明確化を招く恐れがあり、制度の信頼性が損なわれるため避けるべき。	
--	--	--